

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	36 件
厚生年金関係	36 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年3月21日から同年4月10日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年4月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月21日から同年9月22日まで

A社又はC社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時、A社から経営者が同じであるC社へ異動したが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和48年3月21日から同年4月10日までの期間について、雇用保険の加入記録及び申立人と同様に同年3月21日にA社において資格を喪失した元従業員からの供述から判断すると、申立人は、当該期間において、A社及びC社に継続して勤務していたと認められる。

一方、事業所番号等索引簿及びオンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和48年4月10日であるが、A社の当時の経理責任者は、同社からC社に異動した従業員については、同社が厚生年金保険の適用事業所になるまでの期間は、A社で社会保険料を控除していた旨回答していることから判断すると、申立人は、同年3月21日から同年4月10日までの期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社及びC社は、当時の資料等が無いため不明としているが、申立人に係るA社の資格喪失

日（昭和48年3月21日）が雇用保険の離職日の翌日であり、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同年3月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和48年4月10日から同年9月22日までの期間について、雇用保険の加入記録並びにA社及びC社の元従業員の供述から、申立人の当該期間における勤務は確認できない。

また、B社及びC社は、当時の資料等が無いため申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明としている。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年7月31日から同年8月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成15年7月31日まで常勤し、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る退職手続書及び申立期間後の勤務先であるB社から提出されたA社における申立人の平成15年分給与所得の源泉徴収票から、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、上記源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、申立人のA社におけるオンライン記録を基に試算した社会保険料額より高額であり、その差額は1か月分の社会保険料額とおおむね一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成15年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成15年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行って

おらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和32年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月25日から同年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同様に、A社及び事業主が同一であったC社に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会したところ、回答があった複数の同僚が、申立人は申立期間当ても継続してパンの製造業務に従事していた旨回答し、申立期間にも厚生年金保険料が控除されていたと思う旨回答している。

また、上記回答者のうち、申立期間当時の取締役及び製造部長（申立期間当時の事業主の子）として勤務していた者は、申立人は複数の従業員と共にDからEの製造工場に異動し、申立期間も継続して勤務しており、保険料控除も継続していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和32年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、昭和33年5月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の後継会社であるB社は、商業登記上現存しているものの、所在地が不明であるため確認できない上、A社の申立期間当時の取締役及び製造部長であった者もどうしてこのような手

続になってしまっているか不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月12日は83万円、17年12月16日は81万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月12日
② 平成17年12月16日

A社で受けた賞与のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準賞与額に係る記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された金融機関の振込明細書（振込種別：賞与）及び従業員から提出された給与明細書（賞与）から判断すると、申立人は、申立期間①及び②に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与明細書（賞与）において確認できる保険料控除額から判断される保険料率及び上記振込明細書において確認できる賞与振込額を基に算出した厚生年金保険料控除額から、平成15年12月12日は83万円、17年12月16日は81万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を108万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月12日

A社で受けた賞与のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額に係る記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成15年11月度及び同年12月度の給与明細書において確認できる支給額累計及び社会保険料累計のそれぞれの差額並びにA社から提出された金融機関の振込明細書（振込種別：賞与）により、申立人は、申立期間に同社から108万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を92万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月12日

A社で受けた賞与のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額に係る記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書（賞与）により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、92万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日

A社で受けた賞与のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額に係る記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された金融機関の振込明細書（振込種別：賞与）及び従業員から提出された給与明細書（賞与）から判断すると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記振込明細書に記載されている賞与振込額を基に算出した厚生年金保険料控除額及び賞与額から、15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日

A社で受けた賞与のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額に係る記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された金融機関の振込明細書（振込種別：賞与）及び従業員から提出された給与明細書（賞与）から判断すると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記振込明細書に記載されている賞与振込額を基に算出した厚生年金保険料控除額及び賞与額から、15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を73万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月12日

A社で受けた賞与のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額に係る記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書（賞与）により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、73万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を71万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月12日

A社で受けた賞与のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額に係る記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された金融機関の振込明細書（振込種別：賞与）及び従業員から提出された給与明細書（賞与）から判断すると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記振込明細書に記載されている賞与振込額を基に算出した厚生年金保険料控除額及び賞与額から、71万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 83 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日
A社で受けた賞与のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額に係る記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の取引金融機関から提出された預金取引明細表、A社から提出された金融機関の振込明細書（振込種別：賞与）及び従業員から提出された給与明細書（賞与）から判断すると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記預金取引明細表において確認できる振込額を基に算出した厚生年金保険料控除額及び賞与額から、83 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 81 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日

A社で受けた賞与のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額に係る記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された金融機関の振込明細書（振込種別：賞与）及び従業員から提出された給与明細書（賞与）から判断すると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記振込明細書に記載されている賞与振込額を基に算出した厚生年金保険料控除額及び賞与額から、81 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を117万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月12日
A社で受けた賞与のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額に係る記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書（賞与）により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、117万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 54 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日
A社で受けた賞与のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額に係る記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書（賞与）により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、54 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 35 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日
A社で受けた賞与のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額に係る記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書（賞与）により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、35 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 66 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日

A社で受けた賞与のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額に係る記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の取引金融機関から提出された預金取引明細表、A社から提出された金融機関の振込明細書（振込種別：賞与）及び従業員から提出された給与明細書（賞与）から判断すると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記振込明細書において確認できる振込額を基に算出した厚生年金保険料控除額及び賞与額から、66 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月12日

A社で受けた賞与のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額に係る記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された金融機関の振込明細書（振込種別：賞与）及び従業員から提出された給与明細書（賞与）から判断すると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記振込明細書に記載されている賞与振込額を基に算出した厚生年金保険料控除額及び賞与額から、20万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を71万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月12日

A社で受けた賞与のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額に係る記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された金融機関の振込明細書（振込種別：賞与）及び従業員から提出された給与明細書（賞与）から判断すると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記振込明細書に記載されている賞与振込額を基に算出した厚生年金保険料控除額及び賞与額から、71万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 47 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日

A社で受けた賞与のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額に係る記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された金融機関の振込明細書（振込種別：賞与）及び従業員から提出された給与明細書（賞与）から判断すると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記振込明細書に記載されている賞与振込額を基に算出した厚生年金保険料控除額及び賞与額から、47 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 29 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日

A社で受けた賞与のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額に係る記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された金融機関の振込明細書（振込種別：賞与）及び従業員から提出された給与明細書（賞与）から判断すると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記振込明細書に記載されている賞与振込額を基に算出した厚生年金保険料控除額及び賞与額から、29 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 23 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日

A社で受けた賞与のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額に係る記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された金融機関の振込明細書（振込種別：賞与）及び従業員から提出された給与明細書（賞与）から判断すると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記振込明細書に記載されている賞与振込額を基に算出した厚生年金保険料控除額及び賞与額から、23 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 61 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日

A社で受けた賞与のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額に係る記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された金融機関の振込明細書（振込種別：賞与）及び従業員から提出された給与明細書（賞与）から判断すると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記振込明細書に記載されている賞与振込額を基に算出した厚生年金保険料控除額及び賞与額から、61 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 35 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日

A社で受けた賞与のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額に係る記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の取引金融機関から提出された普通預金元帳、A社から提出された金融機関の振込明細書（振込種別：賞与）及び従業員から提出された給与明細書（賞与）から判断すると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記普通預金元帳において確認できる振込額を基に算出した厚生年金保険料控除額及び賞与額から、35 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 44 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日

A社で受けた賞与のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額に係る記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された金融機関の振込明細書（振込種別：賞与）及び従業員から提出された給与明細書（賞与）から判断すると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記振込明細書に記載されている賞与振込額を基に算出した厚生年金保険料控除額及び賞与額から、44 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日

A社で受けた賞与のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額に係る記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書（賞与）により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、17 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月10日及び16年7月10日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の15年12月19日及び16年7月16日における標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日
② 平成16年7月16日
③ 平成17年7月
④ 平成17年12月

A事業所（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされており、申立期間③及び④は標準賞与額の記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、B社から提出された手当一覧及び同社の元従業員から提出された賞与明細書から判断すると、申立人は、当該期間において賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社

会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③及び④について、B社から提出された手当一覧によると、申立人に対して賞与が支払われていないことが確認できる。

また、当該期間の賞与についてB社は、当時は全員に賞与は出せず、管理職等には我慢してもらった旨回答している上、同社の取締役は、「時期は覚えていないが、賞与について幹部は我慢し、若い子に出そうという時期があり、申立人も幹部に含まれていた。幹部については賞与ではなく、一時金を給与に含めて支給するようなことがあった。」と供述している。

さらに、B社の元従業員から提出された平成 17 年 12 月度給与明細書（支給日同年 12 月 22 日）によると、同社から提出された手当一覧に記載されている賞与額と同額の「その他手当」の支給があるものの、当該手当に見合う厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間③及び④について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月10日、16年7月10日、18年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①、②、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、15年12月19日は60万円、16年7月16日は65万円、18年7月19日は50万円、同年12月20日は100万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日
② 平成16年7月16日
③ 平成16年12月10日
④ 平成18年7月19日
⑤ 平成18年12月20日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、④及び⑤について、申立人から提出された賞与明細書、A社から提出された手当一覧、金融機関から提出された申立人に係る「お取引明細表」及び複数の従業員から提出された賞与明細書から判断すると、申立人は、当該期間において賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（申立期間①は60万円、申立期間②は65万円、申立期間④は50万円、申立期間⑤は100万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③について、A社から提出された手当一覧により、申立人が主張しているとおり賞与が支払われていたことが推認できるが、申立人から提出された平成 16 年 12 月度の給与明細書によると、上記手当一覧に記載された賞与額と同額の「その他手当」が給与の一部として支給されているところ、当該「その他手当」に見合う厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月10日、16年7月10日、18年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①、②、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、15年12月19日及び16年7月16日は15万円、18年7月19日は20万円、同年12月20日は38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日
② 平成16年7月16日
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年7月10日
⑤ 平成17年12月10日
⑥ 平成18年7月19日
⑦ 平成18年12月20日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、⑥及び⑦について、A社から提出された手当一覧及び同社の複数の従業員から提出された賞与明細書から判断すると、申立人は、当該期間において賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（申立期間①及び②は15万円、申立期間⑥は20万円、申立期間⑦は38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除さ

れていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③、④及び⑤について、A社から提出された手当一覧により、申立人が主張しているとおりの賞与が支払われていたことが推認できるが、同社の複数の従業員から提出された平成16年12月度及び17年12月度の給与明細書によると、上記手当一覧に記載された賞与額と同額の「その他手当」が給与の一部として支給されているところ、当該「その他手当」に見合う厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、B市から提出された申立人の課税元金情報における平成17年所得分の社会保険料額は、オンライン記録で確認できる申立人の各月における標準報酬月額から算出した社会保険料額と上記手当一覧に記載された17年7月及び同年12月の賞与額から算出した雇用保険料のみの額との合計額とおおむね一致することが確認できることから、当該賞与からは厚生年金保険料が控除されていなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間③、④及び⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③、④及び⑤について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間①及び②については年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされ、また、申立期間④、⑤及び⑥については年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の記録（20万円）とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月12日は7万9,000円、同年12月18日は19万5,000円、18年7月10日及び同年12月13日は24万5,000円、19年7月19日は23万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間④、⑤及び⑥の訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月12日
② 平成16年12月18日
③ 平成17年7月15日
④ 平成18年7月10日
⑤ 平成18年12月13日
⑥ 平成19年7月19日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無く、また、申立期間③から⑥までの標準賞与額が支給された賞与額と違っている。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、訂正後の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された月別給与一覧表（賞与）により、申立人は、申立期間①及び②に

同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除され、また、申立期間④、⑤及び⑥については、厚生年金保険料控除額及び賞与額に見合う標準賞与額が、訂正前のオンライン記録の標準賞与額より高額であることが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記月別給与一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、平成16年8月12日は7万9,000円、同年12月18日は19万5,000円、18年7月10日及び同年12月13日は24万5,000円、19年7月19日は23万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

また、申立期間③については、上記月別給与一覧表において確認できる厚生年金保険料額に見合う標準賞与額は、オンライン記録により確認できる標準賞与額より低額であることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の平成21年6月15日、同年12月15日及び22年6月15日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、21年6月15日は18万7,000円、同年12月16日は18万3,000円、22年6月15日は19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年6月15日
② 平成21年12月16日
③ 平成22年6月15日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書において確認できる

厚生年金保険料控除額から、平成 21 年 6 月 15 日は 18 万 7,000 円、同年 12 月 16 日は 18 万 3,000 円、22 年 6 月 15 日は 19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答は得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）及び年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を100万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月12日

A社(現在は、B社)における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与を受けているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「2007年冬賞与」に係る賃金台帳、平成19年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿及び普通預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、100万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月30日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社からC社に異動したが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の管理部担当者の供述並びに同僚及び従業員の回答から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日について、上記担当者は、申立人の申立期間における異動は事業統合に伴うものであり、申立人のC社における資格取得日を昭和38年6月1日と届け出ていることから、同日であると思われる旨供述していることから判断すると、同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としているが、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において申立人に係る資格喪失日が昭和38年5月30日と記載されていることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が

納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 22 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（26 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（22 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 9 月 1 日から 23 年 9 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬月額より低額で記録されている。同社は、平成 22 年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の報酬月額を誤って諸控除後の金額で届け、その後、年金事務所に訂正の届出を行ったが、時効により訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付することができず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 22 万円と記録されたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 26 年 1 月 24 日に 22 万円から 26 万円に訂正する届出がされたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（26 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（22 万円）となっている。

しかしながら、A社から提出された申立人に係る給与明細書から、申立期間について、その主張する標準報酬月額（26 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額を年金事務所に誤って提出し、また、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、28万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の22万円とされているが、申立人は、申立期間①のうち、平成23年2月1日から24年1月1日までの期間について、当該訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②から④までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成22年12月24日は33万6,000円、23年6月24日及び同年12月22日は34万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成22年6月19日から24年1月1日まで
② 平成22年12月24日
③ 平成23年6月24日
④ 平成23年12月22日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。また、申立期間②から④までに係る賞与が同社から支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社は、当該賞与につ

いて2年以内に届出を行っておらず、その後、届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初 22 万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 26 年 2 月 19 日及び同年 3 月 3 日に 22 万円から 28 万円に訂正する届出がされたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（28 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（22 万円）となっている。

しかしながら、A社から提出された「給与計算書」により、申立期間のうち、平成 23 年 2 月から同年 12 月までの期間について、申立人は、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い額を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額については、上記計算書において確認できる保険料控除額から、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 22 年 6 月から 23 年 1 月までの期間について、上記給与計算書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、当該期間は特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②から④までについて、A社から提出された「給与計算書」から、申立人は、平成 22 年 12 月 24 日は 33 万 6,000 円、23 年 6 月 24 日及び同年 12 月 22 日は 34 万 5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に手続を誤ったとして届出を行っていることから、年金事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 7 月 10 日は 1 万 2,000 円、同年 12 月 10 日は 15 万円、16 年 7 月 10 日は 20 万円、同年 12 月 10 日は 19 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 10 日
③ 平成 16 年 7 月 10 日
④ 平成 16 年 12 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与の支払を受けているので、調査して、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与に係る明細及び同社の回答により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与に係る明細において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 7 月 10 日は 1 万 2,000 円、同年 12 月 10 日は 15 万円、16 年 7 月 10 日は 20 万円、同年 12 月 10 日は 19 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を行っておらず、当該賞与に係る保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成 15 年 10 月は 22 万円、同年 11 月は 28 万円、同年 12 月及び 16 年 1 月は 24 万円、同年 2 月から同年 8 月までは 22 万円、同年 9 月から同年 12 月までは 24 万円、17 年 1 月及び同年 2 月は 26 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 24 万円、同年 5 月は 22 万円、同年 6 月は 24 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 22 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 22 万円、18 年 1 月は 26 万円、同年 2 月は 24 万円、同年 3 月から同年 9 月までは 22 万円、同年 10 月は 26 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 24 万円、19 年 1 月は 26 万円、同年 2 月は 28 万円、同年 3 月から同年 6 月までは 24 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 22 万円、同年 9 月は 24 万円、同年 10 月は 26 万円、同年 11 月から 21 年 9 月までは 24 万円、同年 10 月から 22 年 5 月までは 26 万円、同年 6 月から同年 8 月までは 24 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 10 月 1 日から 22 年 9 月 1 日まで
A 社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。給料支払明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年10月から17年8月までの期間及び同年10月から22年8月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、15年10月は22万円、同年11月は28万円、同年12月及び16年1月は24万円、同年2月から同年8月までは22万円、同年9月から同年12月までは24万円、17年1月及び同年2月は26万円、同年3月及び同年4月は24万円、同年5月は22万円、同年6月は24万円、同年7月及び同年8月は22万円、同年10月から同年12月までは22万円、18年1月は26万円、同年2月は24万円、同年3月から同年9月までは22万円、同年10月は26万円、同年11月及び同年12月は24万円、19年1月は26万円、同年2月は28万円、同年3月から同年6月までは24万円、同年7月及び同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月は26万円、同年11月から21年9月までは24万円、同年10月から22年5月までは26万円、同年6月から同年8月までは24万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成17年9月について、上記明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は実際の給料より低い報酬月額を届け出たとしていることから、社会保険事務所（当時。平成22年1月以降にあつては、年金事務所）は、上記明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年から28年まで
② 昭和28年2月から30年8月まで
③ 昭和30年9月から31年12月まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②及びC社に勤務した申立期間③の加入記録が無い。勤務していたことは確かであり、当時の写真を提出するので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社における勤務を証明する資料として同社の店頭において同僚と写したとする写真を提出しているものの、当該写真からは撮影時期を特定することができない上、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、申立期間①に係る申立人の勤務実態について確認することができない。

また、適用事業所名簿によると、A社は昭和40年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所でないことが確認できる。

さらに、商業・法人登記簿謄本により、A社は解散していることが確認できる上、事業主は既に死亡しており、申立人は上記同僚を含むほかの同僚の名前を記憶していないことから、申立期間①に係る申立人の勤務及び保険料控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、B社における勤務を証明する資料として同僚と写

したとする写真を提出しているものの、当該写真からは撮影時期を特定することができない上、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、申立期間②に係る申立人の勤務実態について確認することができない。

また、B社に係る商業登記の記録は確認できない上、適用事業所検索システムにおいても、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人がB社の事業主として名前を挙げた者を特定することができないため、申立期間②に係る申立人の勤務及び保険料控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 C社の元従業員の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録により、C社は昭和32年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、C社は既に適用事業所でなくなっている上、申立人が記憶する事業主及びチーフデザイナーは住所が不明であり、同僚二人は同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において名前を確認することができないことから、これらの者から申立人の申立期間③に係る保険料控除等について確認することができない。

さらに、C社が適用事業所となった日に資格取得している24人のうち住所が確認できた8人に照会し、6人（上記元従業員を含む。）から回答があったものの、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、平成8年5月28日から9年3月25日までの厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたが、同年1月1日以降の期間については記録を訂正できないとの通知を受けた。しかし、同社の元社長は、私の申立内容は事実で、給料も同年3月まで支払われていた旨証言しており、同委員会の判断には納得できない。改めて、同年1月1日から同年4月1日までを申立期間として、再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、A社に勤務した期間のうち、平成8年5月28日から9年3月25日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いため、当該期間を申立期間として年金記録の訂正を申し立てている。

しかしながら、A社が加入していたB健康保険組合の記録では、申立人の被保険者資格の喪失日は平成8年5月28日となっており、オンライン記録の資格喪失日と一致していること、また、申立人から提出のあった同年分の確定申告書及び給与支払報告書に記載されている社会保険料の控除額は、申立人の同社における5か月分の社会保険料とほぼ同額で、同社における厚生年金保険料の控除は翌月控除方式であったことから、当該社会保険料は、申立人の加入記録がある7年12月から8年4月までの分であり、同社は、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していなかったものと認められるとして、既に年金記録確認C地方第三者委員会（当時）の決定に基づき21年3月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、新たな資料10点を提出して再申立てを行い、D銀行E支店作成の申立人名義に係る取引明細（平成8年5月から9年3月まで）及びF社における平成8年2月分の給与明細書等から、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったと主張し

ている。

しかしながら、上記取引明細の振込額では明細が不明であり、厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、また、申立人は、上記取引明細で平成8年8月30日から9年1月31日までの期間において、6回にわたり振り込まれていることについて、A社の元社長及びその妻である元経理担当者が、申立人の同社での8年8月から9年1月までの期間の給与として振り込んだものであると主張しているため、両者に照会したが回答を得ることができなかつたこと等により、再度、年金記録確認C地方第三者委員会の決定に基づき22年11月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たにA社の旧社名であるF社発行の平成8年11月分の給料明細書等を提出し、3回目の申立てを行っている。

その結果、A社の元社長は、当該給料明細書は同社で発行したものであると認め、申立期間のうち、給料明細書の無い平成8年6月から同年10月まで、同年12月及び9年1月の分の給料についても、前回の申立ての際提出された取引明細に記入されている振込額は、同社が振り込んだものであると回答していること、また、上記の8年11月分の給料明細書によると、厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、当該給料明細書で確認できる振込額(37万6,856円)は、上記の取引明細で確認できる同年8月から9年1月までの分の各月の給与の振込額と一致していることが確認できること等から、申立人は、申立期間のうち、8年5月28日から9年1月1日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められたところである。

一方、申立期間のうち、平成9年1月1日から同年3月25日までの期間については、上記の取引明細で給料の振込みを確認することができない等の理由から、既に年金記録確認C地方第三者委員会の決定に基づき23年9月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の4回目の申立てに当たり、申立人は、A社の元社長は、申立内容は事実であると証言しており、前回の申立てにおいて、平成9年3月まで給料は支払われていたと記名押印した資料を提出しているにもかかわらず認められないのは納得できないとして、新たな資料として、申立人が代表取締役を務めるG社等に関する記事等を提出するとともに、申立期間を同年1月1日から同年4月1日(これまでの申立期間の終期を同年3月25日から同年4月1日に延長)として再申立てを行っている。

しかしながら、今回改めて、A社の元社長に対し照会を行ったが、回答を得ることができず、同社が倒産に至った経緯、申立期間における同社の厚生年金保険の適用状況、申立人の勤務及び保険料控除の実態等について確認することができなかつた。

また、申立人が新たに提出した資料は、申立人自らが代表取締役を務めるG社等に関するものであり、申立事業所であるA社における今回の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の求めに応じ、平成26年5月27日に開催した口頭意見陳述において、申立人は、A社で申立期間に厚生年金保険に加入していないことを知っていれば、G社

で当然加入するはずである等と主張し、追加資料として社員総会議事録等を提出したが、申立人の陳述及び申立人から追加提出された資料を^{しんしゃく}斟酌しても、申立期間における厚生年金保険料の控除を推認するまでには至らない。

これらのことから、申立人が今回の申立ての理由としている事情は、年金記録確認C地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほか、同委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が平成 15 年 8 月 11 日に社会保険事務所（当時）に提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届によると、賞与支払日は同年 7 月 10 日、申立人に対する賞与支払額は 0 円と記載されていることが確認できる。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本から、同社は、平成 25 年 11 月 * 日付けで株主総会の決議により解散したことが確認でき、同社の元経理担当者は、申立人に対する賞与の支給及び保険料控除が確認できる賃金台帳等の資料は保存されていない旨供述している。

さらに、申立人が記憶する申立期間当時の給与振込先金融機関は、預金取引推移表等の資料は保存期間経過のため保存されていないとしており、申立人に対して賞与が支給されたことを確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 25325 (事案 1890 及び 10121 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 1 月から 34 年 4 月 11 日まで
② 昭和 35 年 3 月から 36 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 10 月から 38 年 2 月 11 日まで

A社(現在は、B社)、C社(現在は、D社)及びE社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の加入記録が無いので、当該期間について勤務実態に即した記録に訂正してほしい旨の申立てを行ったが、それぞれ厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできないとの理由で記録の訂正はできない旨の回答をもらった。その後、当該決定には納得いかないので、当該期間について再度調査し、勤務実態に即した記録に訂正してほしい旨の再申立てを行ったが、前回と同様に、それぞれ厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできないとの理由で記録の訂正はできない旨の回答をもらった。前回、前々回の決定に納得いかないので、新たな資料は無いが、当該期間について再度調査し、勤務実態に即した記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人がA社に当該期間を含め勤務していたことは推認できるものの、B社は申立期間①当時の人事関係資料を保存していないことから、申立人のA社における勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認できないとしている。

また、A社の元従業員の供述から、同社では、入社後6か月から3年程度は厚生年金保険に加入させていなかったことが確認できる。

申立期間②については、当該期間のうち、昭和35年3月から36年6月25日までの期間についてはA社での厚生年金保険の加入記録があることから、申立期間②のうち35年3月から36年6月24日までの期間についてはC社での勤務は認められない。

また、C社は申立期間当時の人事関係資料を保存していないことから、申立人の同社

における勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認できないとしており、従業員からも申立人の勤務状況等に係る供述を得ることはできず、申立期間②のうち、昭和36年6月25日から同年8月1日までの期間において、申立人が同社に勤務していたことが確認できない。

申立期間③に係る申立てについては、E社は既に適用事業所に該当しなくなっており、同社の事業主も死亡していることから、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、従業員の供述により、申立人が申立期間③においてE社に勤務していたことを確認することができない。

以上のことから、申立期間①、②及び③について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に年金記録確認F地方第三者委員会（当時）の決定に基づき平成21年3月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、上記決定に納得できないとして、申立期間①、②及び③について再申立てを行い、新たな資料として自身が所持している基礎年金番号情報照会回答票を提出しているものの、当該資料からは、年金記録確認F地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできないとして、既に同委員会の決定に基づき平成22年6月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回、前々回の決定は納得できないとして、勤務実態に即した記録に訂正してほしいと、申立期間①、②及び③について再申立てを行っている。

しかしながら、新たに確認された申立期間①及び③に係る写真からは当該期間に係る申立人の勤務及び保険料控除を確認することができず、申立期間②については新たな資料が確認できないことから、年金記録確認F地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。